

高知県福祉活動支援基金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県福祉活動支援基金設置及び管理運用規程第3条に基づき社会福祉法人高知県社会福祉協議会が行う民間社会福祉団体等への助成事業について必要な事項を定める。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、高知県内で活動する法人及び団体であって次の者とする。

- (1) 社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業（貸付事業を除く）の実施主体
- (2) 社会福祉法第109条第1項及び同法第110条第1項に定める社会福祉協議会
- (3) 社会福祉の向上を図るために設立された公益社団法人及び公益財団法人並びにNPO法人
- (4) 民間福祉団体等(団体及び事業内容について、所轄行政官庁もしくは所在地の市町村社会福祉協議会の推薦を受けるものとする。)

(助成の対象事業及び助成額)

第3条 助成の対象とする事業及び助成額は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設入所児(者)進学等支援事業

社会福祉施設入所児(者)の進学等の支援に係る次の費用。ただし、ア進学祝金とイ就職支度費及びウ高校卒業祝金は重複して交付しない。

ア 進学祝金 一人あたり 50,000円

(大学、短期大学、専修学校の専門課程その他の教育訓練施設に進学する者及び高等専門学校の第4学年に進級又は編入する者を対象とする。)

イ 就職支度費 一人あたり 30,000円

ウ 高校卒業祝金 一人あたり 30,000円

エ 高校通学費 一人あたり 月額15,000円以内

(児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金、又は、生活保護法による教育扶助等により通学のための交通費が支弁されていない者に対し、国庫負担金の算定に基づく通学費を支給する。)

- (2) 地域福祉活動支援事業

次の事業に係る費用のうち、別表第1に定めるもの。

ア 高齢者(要支援・要介護高齢者を含む)を対象とする生きがづくり・自立促進のための事業、在宅介護者等の交流・リフレッシュ事業等

イ 障害者を対象とする生きがづくり・自立促進のための事業、在宅介護者等の研修・交流・リフレッシュ事業等

ウ 児童及びひとり親家庭等を対象とする研修・交流事業、児童の健全育成を促進するための事業等

エ その他地域福祉の推進に必要と認められる事業

- (3) その他上記(1)～(2)以外の事業で、本基金の目的を達成するために必要と認められる事業

2 前項第2号及び第3号の助成事業及び助成額は、申請のあった事業の中から目的、内容等を審査し、予算の範囲内で決定する。

(助成金の交付手続き等)

第4条 助成金の交付に必要な手続きについては、別に定める。

(助成条件)

第5条 助成対象者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、助成の目的に反して使用・譲渡・交換及び貸し付けてはならない。
- (2) 事業を実施するときは、その事業のポスター、要綱等に「高知県福祉活動支援基金助成事業」の表示をしなければならない。また、助成を受けて購入した機器、備品等にも「高知県福祉活動支援基金助成事業」の表示をするものとする。

(助成金の返還等)

第6条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させるものとする。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 第5条に定める助成条件に違反したとき
- (3) 助成金を交付の目的に反し他の用途へ使用したとき

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1（第3条第2号関係）

地域福祉活動支援事業助成対象経費	
*助成対象事業に係る活動を行うために必要な経費のみを対象とし、法人等の経常的経費は含まない。	
対象経費	内容
諸謝金	講師等に対する謝金等
印刷製本費	冊子の印刷等
旅費交通費	講師等旅費・交通費
通信運搬費	連絡・案内文の送付等に必要な費用等
消耗品費	消耗品 次に掲げる事業に係る食材料費 ・参加者による調理がプログラムに含まれる交流事業 ・生活困窮者又はひきこもり者等生活上の困難を抱えた者に対する食支援事業
修繕費	助成対象事業に使用する物品の修理等
使用料・借上料	会場使用料等
備品購入費	機器備品等
その他	上記の他、助成対象事業の実施に必要と認められる経費